

衛生委員会規程

協栄コンサルタント株式会社

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (委員会の構成)
- 第 3 条 (委員長の任務)
- 第 4 条 (審議事項)
- 第 5 条 (委員の任期)
- 第 6 条 (委員会事務局)
- 第 7 条 (事務局の任務)
- 附 則

衛生委員会規程

(目的)

第1条 会社は、衛生管理規程に基づいて社員の健康の保持増進を図ることを目的として、衛生委員会を設ける。

(委員会の構成)

第2条 衛生委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者またはそれ以外の者で、当該事業場において事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者
- (2) 衛生管理者の中から事業者が指名した者
- (3) 産業医の中から事業者が指名した者
- (4) 衛生に関する経験を有する者の中から事業者が指名した者

2. 会社は、委員長以外の委員の半数については従業員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする。

(委員長の任務)

第3条 委員長は、委員会議を毎月1回招集する。ただし、委員長が必要と認めたとき、または委員3名以上の請求があったときは臨時に招集することができる。

2. 委員長が必要と認めたときは、委員以外の役員または社員を委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第4条 衛生委員会は、第1条の目的とする内容を実現するため、次の事項を審議する。

- (1) 社員の健康障害の防止の基本的な対策に関する事
- (2) 労働災害の原因および再発防止対策に関する事
- (3) 社員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事
- (4) 衛生に関する規程の作成に関する事
- (5) 危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置で衛生に係るものに関する事
- (6) 衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関する事
- (7) 衛生教育の実施計画の作成に関する事
- (8) 有害性の調査ならびにその結果に対する対策の樹立に関する事
- (9) 作業環境測定の結果およびその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事

- (10) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断およびその他の医師の診断、診察または処置の結果ならびにその結果に対する対策の樹立に関すること
- (11) 長時間にわたる労働による社員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること
- (12) 社員の精神的健康の保持増進を図るための対策（ストレスチェック制度に関する事項を含む。）の樹立に関すること
- (13) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告または指導を受けた事項のうち、社員の健康障害の防止に関すること
- (14) その他衛生にかかわる事項

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（委員会事務局）

第6条 事務局は、総務部内に置く。

（事務局の任務）

第7条 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員会の招集事務
- (2) 委員会議事録の作成および保管（保管期間は3年間とする）
- (3) 委員長の指示による事項

附 則

平成30年 6月 1日制定